

## 法人税 | 優遇税制の対象となる為替差益

2024年5月

### ■ 文書

税務総局は、2024年5月2日付で、優遇税制の対象となる為替差益に関するオフィシャルレター1794/TCT-CSを発行しました。

### ■ ポイント

企業の主たる生産活動、事業活動の収益及び費用に直接関係する期間中に生じた為替差益は、企業の主たる生産活動の費用または収益に含まれます。企業が投資奨励分野の条件を満たし、法人税の優遇措置を受けることができる投資プロジェクトを保有している場合、投資奨励分野からの収入、費用に直接関連する為替差益等の収入も、法人税の優遇措置を享受できます。

### ■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援    ✓ 月次記帳    ✓ 税務申告    ✓ ライセンス    ✓ ビザ    ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

[vn@nacglobal.net](mailto:vn@nacglobal.net)

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。  
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。